

2025 年 11 月 19 日

吸収合併に係る事前開示書面（追加）

大阪府大阪市中央区南久宝寺町四丁目 1 番 2 号

株式会社 I - n e

代表取締役 大西 洋平

大阪府大阪市中央区南久宝寺町四丁目 1 番 2 号

株式会社 E n d e a v o u r

代表取締役 伊藤 翔哉

株式会社 I - n e（以下「甲」という。）及び株式会社 E n d e a v o u r（以下「乙」という。）は、2025 年 10 月 22 日、甲の取締役会の決議及び乙の代表取締役による決定を経て、両社の吸収合併（以下「本合併」という。）に係る合併契約書を締結し、2025 年 10 月 22 日付で会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条の規定に基づく事前開示書面を備置しておりますが、2025 年 11 月 19 日付で本合併の効力発生日の変更に係る吸収合併契約に関する変更覚書を締結したことに伴い、開示事項に変更が生じたので、会社法施行規則第 191 条第 7 項及び会社法施行規則第 182 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。

記

【変更前】

1. 吸収合併契約の内容

2025 年 10 月 22 日付で、甲乙間で締結した合併契約の内容は別紙 1 のとおりです。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込に関する事項

別紙 1「合併契約書」第 5 条第 2 項に定めるとおり、本合併に際し、甲が乙に対して有する貸付金返還請求権につき、甲は、本合併効力発生日の前日である 2025 年 11 月 30 日の最終時点における残額の一切を放棄することを予定しておりますが、当該債務免除を勘案しても、本合併効力発生後の甲の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の甲の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における甲の債務について履行の見込があるものと判断いたします。

【変更後】(変更箇所を下線で示しております)

1. 吸収合併契約及び吸収合併契約に関する変更覚書の内容

(1) 吸収合併契約の内容

2025 年 10 月 22 日付で、甲乙間で締結した合併契約の内容は別紙 1 のとおりです。

(2) 吸収合併契約に関する変更覚書の内容

本合併の効力発生日を 2025 年 12 月 1 日から 2026 年 6 月 1 日へ変更いたしました。
2025 年 11 月 19 日付で締結した「覚書」の内容は別紙 1－2 のとおりです。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込に関する事項

別紙 1「合併契約書」第 5 条第 2 項に定めるとおり、本合併に際し、甲が乙に対して有する貸付金返還請求権につき、甲は、本合併効力発生日の前日である 2025 年 11 月 30 日の最終時点における残額の一切を放棄することを予定しておりますが、当該債務免除を勘案しても、本合併効力発生後の甲の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の甲の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

したがって、本合併後における甲の債務について履行の見込があるものと判断いたします。

なお、上記債権放棄の予定日である 2025 年 11 月 30 日は、別紙 1－2「覚書」第 2 条に定めるとおり、その予定日を 2026 年 5 月 31 日に変更しております。

以上

別紙 1

合併契約書

株式会社 I - n e（以下「甲」という。）及び株式会社 E n d e a v o u r（以下「乙」という。）は、次のとおり合併に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の資産、負債及び権利義務の全てを承継して存続し、乙は解散する。

第2条（本合併に際して発行する株式）

乙は甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して株式その他の金銭等の交付を行わない。

第3条（増加すべき資本金及び準備金）

本合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第4条（効力発生日）

本合併がその効力を発生する日（以下「効力発生日」という。）は、2025年12月1日とする。ただし、合併手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第5条（会社財産の引継）

乙は、効力発生日における一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

2. 甲は、本合併に際して、別途乙に対して有する貸付金返還請求権につき、効力発生日の前日である2025年11月30日の最終時点における残額の一切を放棄するものとし、乙は予め、これを承諾する。

第6条（会社財産の管理義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、予め甲乙協議の上、これを行う。

第7条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日までに、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本合併の手続を阻害する重大な事態が生じたときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約成立の証として、本書を1通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙の記名押印又は署名のうえ、紙面の場合は甲が本書を、乙がその写しを、電磁的記録の場合は各自がそれぞれ保有するものとする。

2025 年 10 月 22 日

甲：大阪府大阪市中央区南久宝寺町四丁目1番2号
株式会社 I - n e
代表取締役 大西 洋平

乙：大阪府大阪市中央区南久宝寺町四丁目1番2号
株式会社 E n d e a v o u r
代表取締役 伊藤 翔哉

別紙 1 – 2

覚書

株式会社 I - n e (以下「甲」という。)及び株式会社 E n d e a v o u r (以下「乙」という。)は、2025 年 10 月 22 日付で締結した「合併契約書」(以下「原契約」という。)に関して、次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。なお、本覚書に別段の定義のない用語は、すべて原契約に基づくものとする。

第 1 条 (効力発生日の延期)

甲及び乙は、原契約第 4 条に定めた効力発生日を、同条の定めに基づき次のとおり変更する。

変更前：2025 年 12 月 1 日

変更後：2026 年 6 月 1 日

第 2 条 (貸付金返還請求権の放棄日の延期)

甲及び乙は、原契約第 5 条第 2 項に定めた甲の乙に対する貸付金返還請求権の放棄日を次のとおり変更する。

変更前：2025 年 11 月 30 日

変更後：2026 年 5 月 31 日

第 3 条 (規定外事項)

本覚書に定めのない事項は、全て原契約に基づくものとする。

本覚書成立の証として、本書を 1 通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙の記名押印又は署名のうえ、紙面の場合は甲が本書を、乙がその写しを、電磁的記録の場合は各自がそれぞれ保有するものとする。

2025 年 11 月 19 日

甲：大阪府大阪市中央区南久宝寺町四丁目 1 番 2 号
株式会社 I - n e
代表取締役 大西 洋平

乙：大阪府大阪市中央区南久宝寺町四丁目 1 番 2 号
株式会社 E n d e a v o u r
代表取締役 伊藤 翔哉